

産 業 廃 棄 物 具 体 例

| 種類 | | 具体例 | | |
|-----------------------|-----------|---|---|---------------------|
| すべての業種において産業廃棄物となるもの | 1 | 燃え殻 | 石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭 など | |
| | 2 | 汚泥 | 排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、生コン残渣、製造工程から出る泥状物 など | |
| | 3 | 廃油 | 廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃タールピッチ、固形石鹼 など | |
| | 4 | 廃酸 | 廃硫酸、廃塩酸、廃定着液、廃鉛バッテリー液 など | |
| | 5 | 廃アルカリ | 廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹼廃液、自動車不凍液 など | |
| | 6 | 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロールくず、廃タイヤ など | |
| | 7 | ゴムくず | ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る（廃タイヤは廃プラスチック類） | |
| | 8 | 金属くず | 空き缶、鉄くず、非金属くず、半田かす、切削くず など | |
| | 9 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 空き瓶、板ガラスくず、陶磁器くず（土管、レンガ、かわら） など コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝 など コンクリートくずは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く | |
| | 10 | 鉱さい | 高炉、平炉、転炉、電気炉等の残渣、鑄物廃砂、不良鉱石、ボタ など | |
| | 11 | がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート破片、レンガの破片、その他これに類する不要物（従来建設廃材と称していたもの） | |
| | 12 | ばいじん | 大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの（電気集じん器補修ダスト、集じん器補修ダスト） | |
| 特定の業種においてのみ産業廃棄物となるもの | 13 | 紙くず | 紙、板紙のくず など | 紙・紙加工品製造業、印刷出版業者 |
| | | | 新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず | 建設業 |
| | 14 | 木くず | 木材片、おがくず、パーク類 など | 木材、木製品製造業、パルプ製造業 など |
| | | | 新築、改築、増築、除去等に伴う木くず | 建設業 |
| | 15 | 繊維くず | 木綿・羊毛等の天然繊維くず | 繊維工業（縫製を除く） |
| | | | 新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず | 建設業 |
| | 16 | 動植物性残渣 | 原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 - 醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くず など （なお、卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物、厨芥類は、事業系一般廃棄物となる。） | 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業 |
| | 17 | 動物系固形不要物 | 牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物 | と畜場、食鳥処理業 |
| | 18 | 動物のふん尿 | 牛、馬、豚、鶏等のふん尿 | 畜産農業、畜産類似業 |
| | 19 | 動物の死体 | 牛、馬、豚、鶏等の死体 | 畜産農業、畜産類似業 |
| 20 | 政令第13号廃棄物 | 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリート固化物等） | | |